

1 ○地域において、内科や救急など、アルコール健康障害を有している者が受診して
2 いることが多いと考えられる一般医療機関と、専門医療機関との連携を促進す
3 る。

4
5 ~~○危険な飲酒や有害な飲酒に対する介入手法であるブリーフインターベンション~~
6 ~~（簡易介入）の効果について、調査研究を行う。~~

7 ~~○アルコール健康障害を予防するための早期介入を推進するため、研修等による人~~
8 ~~材育成を行う。~~

9
10 ○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

11 (4) アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

12 ○アルコール依存症の診療が可能な医療機関は、全国的に不足している。

13
14
15 ○アルコール依存症の効果的な医療的介入手法等について、医療関係者の理解を深
16 める必要がある。

17
18 ○我が国においては、アルコール健康障害に関する科学的な知見が集積していない
19 ことから、治療、研究、人材育成の中心となる拠点機関が必要である。

20 (取り組むべき施策)

21 ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進
22 する。

23
24
25 ○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結びつけるため、医療関係者の 技
26 術 質の向上に取り組む。

「質の向上」は「能力の向上」等とすべき。（松下委員）

27
28 ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心とな
29 る拠点医療機関を定める。

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(現状等)

アルコール健康障害の発生を防止するためには、国民一人一人がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、自らアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及することが必要である。

飲酒に伴うリスクについては、教育や啓発が行われてきたが、法律で飲酒が禁止されている未成年者や、飲むべきではないとされる妊婦の飲酒は、ゼロになっていない。

また、社会の変化に伴い、飲酒習慣のある者の割合は、男性が大きく減少しているのに対し、女性は変化が乏しく、年代が若いほど接近傾向にあるとの報告もされている。

アルコール依存症については、無理解や偏見等により、本人や家族が、アルコール依存症であることを否認してしまうといった指摘がある。

(目標)

飲酒に伴うリスクに関する知識、及びアルコール依存症が治療により回復する精神疾患であることへの理解を5年以内に普及することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 学校教育の推進

①小学校から高等学校における教育

○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。

○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールの心身に及ぼす影響等について、周知する。

「教職員への啓発」が抜けている。(今成委員)

②大学等における教育

○大学等の学生担当の教職員が集まる会議等の場において、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等、アルコール健康障害対策に関する各大学等の取組を促す。

③医学・看護・福祉・司法等の専門教育

○大学における医学教育においては、アルコール健康障害対策基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置づけられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。

1 ○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。

「多職種での連携が必要であること」を周知と入れられないか。 (松下委員)

2

3 ④自動車教習所における周知

4 ○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している
5 飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

6

7 (2) 家庭に対する啓発の推進

8 ○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、
9 保護者向けの啓発資材を作成し、教育委員会等を通じて周知を図り、未成年の飲
10 酒に伴うリスクを保護者に伝える。

11

12 (3) 職場教育の推進

13 ○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより
14 一層の周知を事業者に促す。また、飲酒が生活習慣病に及ぼす影響についても周
15 知を行う。

生活習慣病が切り離されてしまっているのはなぜか。 (今成委員)

入替

16

17 ○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通
18 じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止
19 等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等
20 での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

既存の取組を踏まえ、どうするかという記載にするべき。(今成委員)

21

22 ~~○アルコール健康障害や、飲酒とアルコール関連問題との相関等に関して得られる~~
23 ~~情報を効果的に周知していく。~~

24

25 (4) 広報・啓発の推進

26 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

27 ○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲むべきではない者、特有の影響
28 に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普
29 及し、不適切な飲酒の防止を図る。~~それぞれの者に応じた飲酒との適切な関係を~~
30 ~~築くよう促す。~~

「飲むべきでない者」もいるので、「不適切な飲酒の防止」とするべき。(今成委員)

31

1 ○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や高齢者など
2 の対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関す
3 る正しい知識も集約した、わかりやすい啓発資材を作成し、周知を図る。

4
5 ○飲酒に伴う健康への影響やその他のアルコール関連問題に関する情報について得
6 られる情報をホームページ等を通じ周知を図る。

7
8 ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進

9 ○国、地 方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、
10 (i) アルコール依存症は、たとえ飲酒欲求をコントロールできなくなっても、治療
11 により十分回復しうること
12 (ii) アルコール依存症の当事者やその家族が依存症の問題に気付くことができる
13 よう、アルコール依存症の初期症状等について啓発を行う。

14 ※ 啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣
15 を改める等の機会となることも視野にいれるとともに、アルコール依存症当事者
16 等の組織である自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の
17 講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。

18
19 ③地方公共団体、事業者、関係団体等との連携による社会全体での取組

20 ○未成年者や妊婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連
21 携し、社会全体で、飲酒が未成年者や胎児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普
22 及に取り組む。

23
24 ○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資
25 するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身
26 体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられるこ
27 と等の正しい知識の普及に取り組む。

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(現状等)

アルコール健康障害の発生を防止するためには、不適切な飲酒を誘引しない社会を形成していくことが必要であり、これまでも、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知や、違反者に対する指導・取締りを行ってきた。また、酒類業界において、商品の広告や表示に関する自主基準を策定するなどの取組を進めている。

酒類関係事業者には、基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講じることが望まれる。

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 広告

○不適切な飲酒を誘引することのないよう、酒類製造業界において、テレビ 広告等で使用するモデルについて、20 歳以上から 25 歳以上へ引き上げること及びテレビ広告における飲酒シーンについて、喉元のアップの描写や喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音を使用しないこと、について自主基準の見直しを行う。(調整中)

(2) 表示

○不適切な飲酒を誘引することのないよう、酒類製造業界において、酒マークの認知向上策について検討する。(調整中)

(3) 販売

○酒類販売者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底する。(調整中)

○酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。(調整中)

○酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。(調整中)

○酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りを強化する

(4) 提供

○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。

1
2
3
4
5
6
7

○風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りを強化する。

(5) 少年補導の強化

○酒類を飲用等した少年の補導を強化する。

3. 健康診断及び保健指導

(現状等)

アルコール健康障害を予防するための早期介入の取組が重要であると指摘されている。また、ブリーフインターベンションが、国際的に危険な飲酒や有害な飲酒に対し有効性が示されているが、国内における知見の蓄積は不十分とされている。

(目標)

地域及び職場におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備を目標として、以下の施策を実施する。

SBI RTの考え方を示し、その効果・手法を含めた調査研究とすべき。介入技法の習得を念頭にした人材育成が抜けている。早期介入について、モデル事業が必要。(猪野委員、杜委員)

(1) 地域における保健指導による減酒支援の調査研究等

○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。

○保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、また、アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法(危険な飲酒や有害な飲酒に対する介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。)について、調査研究を行う。どのように行われているのかを調査するとともに、ブリーフインターベンションの効果検証を行う。

○アルコール依存症が疑われる者に対しては、保健所や精神保健福祉センターから適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。

(2) 地域における健康障害予防のための早期介入の推進

○減酒支援の希望者を増やすように、健康教育で健康志向を高める啓発を行う。

○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】」においては、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されているため、その周知を図る。

○地方自治体等において、アルコール対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。

○アルコール健康障害の早期介入の取組として、地域モデル確立に向けた調査研究や人材育成を行う。

1

2 **(3) 職域における対応の促進**

3 ○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する産
4 業保健スタッフへの研修の充実を図る。保健指導がどの程度行われているのか、ど
5 のような方法で対応できるか調査研究の実施について検討する。

6